向上会ヨリ村上之ガ説明ノ任ニ当リ足立ハ該保障
ハ政府三、資本主三、労働者四ノ割合ニテ醵金シ其
半額ヲ保スル所アリ八木ハ斯ル詳細ナル内容ヲ
決定スル要ヲ認メス単ニ要求ヲ促進スルニ在リテ
足ルト主張シ結局本件ハ当局ニ協議ノ際説明
要請スルコトニ可決
三）生産的産業新設ノ件
四）道路其他公益的土木工事増進ノ件
以上二案ヲ一括日本労働総同盟足立説明シ吉川
之ニ賛成シ軍縮ノ結果軍艦ニシテ不用ナルハ破壊シテ
以テ鉄橋ヲ造ルベシト称ヘ満場異議ナク可決

五）国民教育費ノ充実ノ件ハ
日本労働総同盟足立ハ一般国民教育ヲ円満ニスル為メ右之ヲ教
師優遇ヲ急務トスト説キ軍縮ノ剰余金ヲ此ノ方
面ニ振向クル等節約ノ余地アラハ社会政策上ノ見地ヨリ求
義務ノ低減ヲ図ルコトヲ要望シ　本件可決
六）八時間労働制実施ノ件ハ
同志会浜増ハ提案ノ理由ヲ説明シタルガ大ナル異論
ナク結局ハ八時間制ヲ実施シ現今ノ十時間制ニ比シテ之
総テノ目的ヲ支持スルコトニ可決
七）最低賃銀制定ノ件
向上会原氏之ガ説明ヲナシ最低賃銀ニ日五十銭ヲ
加算セルハ職工ノ生活調査ノ結果一日二円七十銭ノ